

## 第94表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

### (1) 年次別

区 分	中止命令	中止命令違反	再発防止命令	再発防止命令違反	事務所使用制限	禁止命令
平成 15 年	439	1	3	-	-	-
16	446	-	15	4	-	-
17	433	1	13	5	-	-
18	459	-	8	4	-	-
19	475	-	8	-	-	-
20	470	2	6	1	-	6
21	532	-	3	2	-	1
22	532	1	3	1	-	2
23	516	-	1	-	-	-
<b>24</b>	<b>432</b>	<b>-</b>	<b>4</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

### (2) 形態別

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成22年	平成23年	平成 <b>24</b> 年	平成22年	平成23年	平成 <b>24</b> 年
<b>総 数</b>	<b>532</b>	<b>516</b>	<b>432</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
9 条 { <b>総 数</b>	<b>441</b>	<b>410</b>	<b>361</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
みかじめ料	51	38	24	-	-	-
用心棒料等	219	181	188	3	1	3
債務免除等	13	14	17	-	-	-
不当贈与	129	158	118	-	-	1
因縁要求	15	5	10	-	-	-
その他	14	14	4	-	-	-
16 条 { <b>総 数</b>	<b>46</b>	<b>40</b>	<b>14</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
加入強要	20	15	4	-	-	-
脱退妨害	23	19	9	-	-	-
親族等	3	6	1	-	-	-
<b>そ の 他</b>	<b>45</b>	<b>66</b>	<b>57</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

### (3) 団体別

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成22年	平成23年	平成 <b>24</b> 年	平成22年	平成23年	平成 <b>24</b> 年
<b>総 数</b>	<b>532</b>	<b>516</b>	<b>432</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
山 口 組	101	104	66	-	-	1
住 吉 会	211	208	186	2	1	2
稲 川 会	64	70	43	1	-	-
極 東 会	40	29	34	-	-	1
松 葉 会	70	36	47	-	-	-
そ の 他 の 団 体	1	3	-	-	-	-
一 般 人 等	45	66	56	-	-	-

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

数値：組織犯罪対策第三課